

四日市市みんなのスポーツ応援条例【逐条解説付き】

(前文)

みんながスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進し、スポーツを「する」、「観る」、「支える」ことにより、いつまでも健康であることの喜びを感じられることは、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まるとともに、活力あるまちづくりの創生に大きくつながります。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活力向上に寄与する力を持っています。また、地元で育ったスポーツ選手の活躍は、みんなに夢、感動を届けるとともに、郷土への愛着を深め、一体感の醸成につながります。

さらに、スポーツは、健康の保持増進、体力や運動能力の向上はもとより、次代を担う子どもたちに体を動かす楽しさや喜び、爽快感や達成感をもたらすだけでなく、何事にもくじけない心や公正さと規律を尊重する精神を培い、他人に対する思いやりや感謝の心を育むなど、「心・技・体」が備わった人格の形成に大きく寄与します。

これらスポーツが持つチカラや可能性を理解し、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じて活力のある四日市を築くため、ここに「四日市市みんなのスポーツ応援条例」を制定します。

【解説】

前文では、スポーツの果たす役割や重要性と本市がスポーツを通じて目指す将来像について明記しています。

「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツをする喜びを感じられること、スポーツを観て感動すること、また、それらを支えることのできる環境を実現し、生涯スポーツの推進を通じた健康長寿社会を創生するため、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じて活力のある四日市を築いていこうとする姿勢を示しています。

「スポーツ」

小さなころから継続すれば、心身の健康だけでなくすべての育ちの助けとなります。また、良い指導者や仲間との出会いときずなは素晴らしい人生の糧となるでしょう。そして、一たび身を投じれば底知れぬ楽しみの中で汗を流す爽快感に満たされます。さらに、挑戦する勇気と不断の努力を以て臨めば競技者は素晴らしい達成感を得て、その白熱する試合、素晴らしい競技は一瞬で観衆を興奮と感動の渦に巻き込みます。なによりスポーツを末永く続けることができたなら、いつまでも元気でいられます。こんなにたくさんのチカラを持ったスポーツをもっともっと市民の近くに届けたい。

この条例は、そんなスポーツが身近にあって、子どもたちが元気にすくすくと成長し、誰もがいつまでも健康で活気あふれる四日市をみんなで作っていかうという思いを込めて策定しました。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本政策を定め、並びに市の責務、市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる活力あるまちづくりの創生に資することを目的とする。

【解説】

本条では、条例制定の目的について明記しています。

ここでは、前文にあるようなスポーツの果たす役割や重要性を踏まえ、本条例において、スポーツの推進についての基本施策を定め、市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その目的が市民等の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる活力あるまちづくりの創生にあることを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいう。
- (2) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者（スポーツ関連団体を除く。）をいう。
- (4) スポーツ活動 スポーツを「する」こと、「観る」こと又はこれらを「支える」ことをいう。
- (5) 地域スポーツコミッション スポーツをまちづくりや地域の活性化を図る手段のひとつと捉え、市、スポーツ関連団体、事業者等が連携及び協働して地域振興を目指すことを目的とした連携又は組織的な取組をいう。

【解説】

本条では、この条例でよく使用する用語の意味を定義しています。

(基本政策)

第3条 スポーツの推進によるまちづくりを総合的に実施するため、市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市は、相互に協力して、次に掲げる基本政策の実現に努めるものとする。

- (1) スポーツを通じた健康長寿社会の創生
- (2) 地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進
- (3) 地域スポーツコミッションの推進

【解説】

本条では、スポーツの推進によるまちづくりを総合的に実現するにあたり、基本となる3つの政策について明記しています。

(1) スポーツを通じた健康長寿社会の創生

市民等の「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめるよう生涯スポーツを推進し、スポーツ活動の持つ力により市民等の健康寿命の延伸が図られることは、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まるとともに、活力あるまちづくりの創生に大きく繋がるため、市・市民等・スポーツ関連団体、事業者が協力して取組を進める必要があります。

また、高齢化社会が進展する時代において誰もができる限り長く健康に暮らすことができれば、副次的に医療費等の社会保障費の負担が軽くなることも期待できます。

(2) 地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進

地域スポーツの持続的な発展には、トップアスリートや指導者がその優秀な技術や経験を発揮して指導や育成に当たることが重要です。また、子どもや学生など多くの市民等にとって、怪我のないよう適切でハイレベルの指導を身近に受けることができれば競技水準の向上に繋がり、四日市から全国大会はもとよりオリンピック・パラリンピックなどの国際大会の場へ選手を送り出すことも夢ではありません。

現役でいられる期間が短いトップアスリートの能力を、新たに指導者として生かせる環境づくりを進めることは、市民等との間で新たな好循環が生まれることが期待できます。

(3) 地域スポーツコミッションの推進

平成33年度に実施予定の三重国体に向けてスポーツ施設等の環境整備が行われることを契機に、スポーツを「する」こと、「観る」こと、「支える」ことといった「スポーツ活動」が盛り上がりを見せ、市内外の交流も盛んになることが予想されます。

こうした動きを一過性のものに留めることなく、スポーツをまちづくりや地域の活性化を図る手段のひとつと捉え、市、スポーツ関連団体、事業者等が連携及び協働して地域振興を目指すことを目的とした連携又は組織的な取組を推進し、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

【解説】

平成23年8月にスポーツ基本法が、平成27年4月には三重県スポーツ推進条例が施行され、また県内では、平成30年に全国高等学校総合体育大会、平成32年に全国中学校体育大会、平成33年には国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されています。さらに平成32年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、本市のスポーツ推進が飛躍する機会が訪れようとしています。

そのため、本条では、本条例に基づいてスポーツの推進に関する施策を実施するにあたり、市がスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを、その責務として定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の中心となるべき市民等に期待される役割について明記しています。

多くの市民等がスポーツ活動によって健康を保持・増進し、幸福を実感できる人生を過ごしてもらえよう、スポーツ活動に自主的に取り組み、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、自主的なスポーツ活動を通じて、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、実際の活動の担い手となるスポーツ関連団体に期待される役割について明記しています。

体育協会ほか各種のスポーツの推進に取り組む種目ごとの競技団体、地域に根差してスポーツに親しもうという視点を持った総合型地域スポーツクラブ、地域の少年団等のスポーツ団体など様々なスポーツ関連団体が市内で活動を行っています。

各種のスポーツをこれまで以上に推進するため、スポーツ関連団体が自主的なスポーツ活動を通じて、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、スポーツ活動を行いやすい環境の整備に努めるとともに、スポーツに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条では、本条例に基づいてスポーツを推進するにあたり、事業者に期待される役割について明記しています。

市内の民間事業者においては、そこで働く人々にとって、スポーツ活動を行いやすい環境整備に努め、スポーツに関する施策に協力いただくよう努めることとしています。例えば、従業員がスポーツ活動を行いやすい職場作りをはじめ、優秀な成績を収めてきたスポーツ選手を採用するなどの取組や、スポーツボランティア活動に協力したりするなどスポーツ活動における社会貢献活動への取組が望まれます。

(スポーツ推進計画の策定)

第8条 市は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的事項、具体的施策その他必要な事項を定めた計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、推進計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、推進計画を策定するに当たっては、四日市市スポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

【解説】

本条では、本条例に基づいてスポーツに関する施策を推進するにあたり、市が推進計画を策定する必要があることを明記しています。

スポーツの推進は、継続的かつ効果的に実施する必要があることから、全体的視野・中長期的な視野に立って、一定の目標を設定し計画的に施策を推進するとともに、市民等の意見を反映した計画とすること、四日市市スポーツ推進審議会に意見を聴取することを定めています。これらのことは、スポーツ基本法において、市の推進計画の策定が努力事項となっていることから、条例により明確化したものです。

なお、この条例の施行後は、第3条に定める基本政策および次条以降に個別に定める基本的な施策を推進計画において具体的に位置付け、計画的にスポーツ行政を推進していくこととなります。

(スポーツを通じた健康の保持増進)

第9条 市は、市民等のスポーツ活動を通じた健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、スポーツを通じた健康の保持増進について明記しています。

スポーツ活動の持つ力により市民等の健康が増進し、病気や高齢者の介護予防に繋がれば、市民一人ひとりの生活の質や幸福度が高まります。

高齢化社会や人口減少社会の進展にも対応できるよう、市民等のスポーツ活動を通じた健康づくりを推進し、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるものとしています。

(生涯スポーツの推進)

第10条 市は、全ての市民等が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供並びに地域のスポーツ活動及び地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの推進に必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、子どもから大人、高齢者や障害のある人など、年齢や性別に関わらず、全ての市民等が生涯にわたって、それぞれの体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう環境づくりを進め、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる四日市市の実現を目指し、スポーツ活動に参加する機会を提供することを定めています。

また、生涯スポーツの推進を図っていく上では、地域住民のニーズに対応した事業の実施が重視されることから、その基盤となる地域のスポーツ活動や地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの推進に必要な施策を講ずることを定めています。地域のスポーツ活動を推進することにより市民交流や地域コミュニティの形成が促進され、スポーツがまちの活性化や地域課題の解決に繋がることなども期待されます。

(子どもの心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等)

第11条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識の普及啓発、スポーツ教室の実施その他子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、子どもの心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等について明記しています。

生涯スポーツを推進し、市民等が生涯にわたり健康を保持増進することは、本条例の基本政策であり、これを具体的に推進するためには、保護者の経済力に関わらず子どもの頃からスポーツを通じて体を動かすことの喜びに親しみ、健全な心身の発達や体力向上を図ることができる環境づくりを進める必要があります。

また、幼少期に心身の発達や体力向上が健全に培われることは、将来のスポーツ選手としての競技力向上や人格形成、指導者としての素養の育成に繋がることも期待できます。

市は保育園、幼稚園、小中学校といった子ども子育ての大事な時期を担っていることから、科学や医学的知見を活用してスポーツに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、スポーツ教室などを通じて次代を担う子どもたちにスポーツと出会い親しむ機会を提供し、自分の知らないスポーツとのはじめての出会いを楽しさや能力向上に繋げていくことができるよう、幼少期のスポーツ活動の充実に向けた取組の促進に必要な施策を講ずることを定めています。

(競技水準の向上等)

第12条 市は、市のスポーツ選手及びスポーツチームの競技水準の向上を図るため、スポーツ関連団体等と協力して、競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、事業者が有するスポーツチームとの連携及び民間活力の有効活用に努めるものとする。

【解説】

本条では、競技水準の向上について明記しています。

オリンピック・パラリンピックなどの国際大会や全国規模の大会における本市選手の活躍は、市民等に夢、感動を届けるとともに、活力ある社会の形成に貢献し、郷土への愛着を深め、一体感の醸成につながります。また、子どもにとって、スポーツへの憧れを抱き、スポーツに取り組むきっかけとなります。

そのため、スポーツ関連団体等と協力して、競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な施策を講ずるものとしています。各種大会への参加に際し、市のスポーツ選手やスポーツチームがより一層競技力を発揮できるよう、国・県の役割や実施事業を踏まえたうえで、市として必要な支援を堅実に行っていくことが重要です。

また、事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、事業者が有するスポーツチームとの連携を深め、多くの市民等を巻き込んだサポーター活動を活発にするとともに、民間事業者が持つスポーツ資産、資金力、アイデアなど、その活力の有効活用に努めることを定めています。

(指導者の確保及び育成)

- 第13条** 市は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下この条において「指導者等」という。)を確保し、及び育成するため、スポーツ関連団体等と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、指導者等及び優秀なスポーツ選手が、その有する能力を地域スポーツクラブ及び地域におけるスポーツ活動に生かすことができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 市は、学校、スポーツ団体等の指導者等が相互に連携し、継続的かつ充実した指導を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、指導者の確保及び育成について明記しています。

市のスポーツ選手やスポーツチームの競技力向上、地域スポーツクラブの発展や地域スポーツの活性化を図るうえで優秀な指導者等の存在は欠かせません。そのため、指導者等を確保し、育成するため、スポーツ関連団体等と協力して、研修会又は講習会の開催等指導者の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとしています。

また、地域スポーツクラブ等の指導体制の充実を図るためには、例えば優秀な指導者を招聘し、その人材の下で指導者を目指す学生ボランティア等が指導力を身に付けながら能力を磨くことができる環境や、国内外で活躍するトップアスリート等の優秀なスポーツ選手に直接アドバイスを受けられる環境づくりを進めていくことが有効です。市民等にとって、充実したスポーツ指導を受けながら競技力の向上やスポーツに親しむことができる環境が整い、地域スポーツとトップスポーツの好循環が生み出されることを期して、指導者等及び優秀なスポーツ選手が、その有する能力を地域スポーツクラブや地域の少年団等のスポーツ団体の活動に生かすことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとしています。

さらに、学校、スポーツ団体等の指導者等が相互に連携し、継続的かつ充実した指導を行うことができるよう必要な施策を講ずるものとしています。これは、中学校における部活動の充実や課題解決に向けた対応策のひとつとして外部指導者活用の道筋を開こうとするものです。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第14条 市は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催又は誘致に積極的に取り組むものとする。

【解説】

本条では、スポーツを通じた地域の活性化について明記しています。

スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活力向上に寄与する力を持ち合わせています。また、大規模なスポーツ大会の開催等、スポーツと観光を組み合わせたスポーツツーリズムによる誘客や交流人口の拡大により、地域経済の活性化にも好影響を与えるものです。

市が積み重ねてきたスポーツイベントが活性化してより地域振興に繋がるよう、また官民プロアマ問わず集客力あるスポーツイベントが新たに立ち上がり市中に活気が湧き上がることを目指し、戦略的かつ計画的に実施するための連携や組織的な取組を行うことが重要です。これらの視点から、スポーツで賑わい、スポーツでまちを元気にするため、スポーツ関連団体及び事業者と協力して、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ大会及び競技会、スポーツイベント並びにプロスポーツの開催又は誘致に積極的に取り組むものとしています。

(スポーツ施設の整備、利用促進等)

第15条 市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。次項において同じ。）の整備、維持管理、利用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民等にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条では、スポーツ施設の整備、利用促進等について明記しています。

スポーツ施設の整備は、市民等のスポーツライフを実現し、市民参加を促進するとともに、競技力の向上や障害者によるスポーツ活動の推進、また、地域スポーツコミッションを推進する上でも不可欠な基本的要素であり、公の役割として市が適切に環境整備の充実を図る必要があります。この点、県や近隣市町との連携を強化して県営スポーツ施設の整備を目指し、あるいは市営施設の整備・管理に対する支援を確保する取組も重要になります。また、市民等の「観る」スポーツを推進する観点から、選手と観客の一体感が感じられるような環境整備を行うことも重要です。

本市においては、年月の経過に伴う施設の老朽化や施設基準の改正、利用者ニーズの多様化などスポーツ施設を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ、スポーツ施設の整備、維持管理、利用の促進、並びに施設の安全確保とともに障害者等の利便性向上を図り、さらに学校その他の施設を容易に利用できるよう必要な施策を講ずることを定めています。

また、集客力のある主要施設については、公共施設として可能な範囲で民間資金等の新たな財源を確保する取組について検討し、スポーツ団体等への支援に充てていくなど、スポーツの推進に繋げていくことも期待されます。

(顕彰)

第16条 市長及び議会は、市民等のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで顕著な成果を収めた者及び第3条に定める基本政策の実現に貢献したと認められる者を顕彰するものとする。

【解説】

本条では、オリンピック・パラリンピックなどの国際大会（注1）や全国規模の大会において輝かしい成績を収め、市民等に夢、感動、勇気を届けるなどスポーツで顕著な成績を収めた選手や、地域スポーツにおいて、「する」「観る」「支える」といったさまざまな活動を通して、長年、スポーツの推進に多大な貢献をしている人を顕彰し、広く市民等に周知することで、市民等のスポーツに対する関心とスポーツを行う意欲を高めることを明記しています。

（注1）国際大会には聴覚障害者のためのデフリンピックや知的発達障害のある人のためのスペシャルオリンピックスも含まれます。

(条例の見直し)

第17条 市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条では、条例の見直しについて明記しています。

これは、最近の社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化が急であり、市民等の皆さんの意識や取り組みも変わりつつあるために規定したものです。これに対応するため、市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定が適当かどうかを検討するものとしています。検討の結果、条例の改正などの必要があれば、適切な措置を講ずるものとしています。

また、四日市市スポーツ推進基本計画の期間は、この条例の見直しにあわせて5年間の計画年次で策定されることとなります。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

【解説】

この条例の施行に必要な規則の制定を、執行部に委任する規定です。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。